

議員提出議案第4号

国債に頼らず消費税率引上げ延期で生じる財源不足に適切な措置を取るよう求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成26年12月19日

横山隆義

砂場隆浩

国岡智志

森岡俊夫

伊藤美都夫

国債に頼らず消費税率引上げ延期で生じる財源不足に
適切な措置を取るよう求める意見書

毎年1兆円規模で増大を続ける社会保障に対する安定的な財源を確保するとともに、国債や借入金等の残高の合計が1,000兆円を超える我が国財政を再建し、規律を保つため、平成23年に決定された社会保障と税の一体改革では、消費税率を2段階で引上げ、その財源を全て社会保障に充てることとされた。

11月18日、安倍首相は、その前日に発表された平成26年7～9月期の国内総生産の実質成長率の1次速報値が年率1.6%減と、2四半期連続のマイナス成長となったことや、有識者等と重ねた議論を総合的に勘案し、デフレからの脱却を確実なものとするため、来年10月に予定されていた消費税率の10%への引上げを1年半先送りする方針を表明した。

しかしながら、消費税率引上げの延期に伴う財源不足により社会保障の充実を図ることができず、ひいては地方創生にも資する喫緊の諸課題への対策に影響を及ぼすことがあってはならない。また、社会保障に係る地方負担分において生じる財源不足についても、国の適切な措置が不可欠であるが、安易に国債を増発することは、我が国の財政に対する国際信用を喪失させ、国債の暴落を招き、我が国の経済に悪影響を与えかねない。国家予算から不要不急の支出を削り、活用していない国有財産の売却を進めるなど、国は身を切る覚悟で国債に頼らない財源確保に努めるべきである。

よって、国においては、消費税率引上げの延期により生じる財源不足に責任を持って対応するとともに、喫緊の諸課題への適切な対策について、時期を逃さず確実に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
地 方 創 生 担 当 大 臣
様